

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1～1-1-4 【 省 略 】</p> <p>1-1-5 ワンデーレスポンス <u>監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。「ワンデーレスポンス」とは、問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。1日で対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u></p> <p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 <u>なお、(11)その他には、第1編 第1章総則 第1節総則 「1-1-53 個人情報の保護」に関する事項を含めるものとする。</u> ただし、当初請負代金額が500万円未満の工事においては、記載内容の項目（以下（1）、（3）、（4）、（6）※、（8）、（9））を省略するものとする。※交通規制がある場合を除く。 （1）～（11） 【 省 略 】 2～3 【 省 略 】</p> <p>1-1-7～1-1-12 【 省 略 】</p> <p>1-1-13 工事着手 受注者は、<u>特別仕様書に工事に着手すべき期日について定めのある場合には、その期日までに</u>工事着手しなければならない。</p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1～1-1-4 【 省 略 】</p> <p>【 新 設 】</p> <p>1-1-5 施工計画書</p> <p>1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 【 新 設 】 ただし、当初請負代金額が500万円未満の工事においては、記載内容の項目（以下（1）、（3）、（4）、（6）※、（8）、（9））を省略するものとする。※交通規制がある場合を除く。 （1）～（11） 【 省 略 】 2～3 【 省 略 】</p> <p>1-1-6～1-1-11 【 省 略 】</p> <p>1-1-12 工事着手 受注者は、<u>設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り工事開始日後30日以内</u>に工事着手しなければならない。</p>	<p>項目の追加</p> <p>番号の修正</p> <p>個人情報についての項目を追記</p> <p>番号の修正</p> <p>番号の修正 工事着手日の記述を修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
<p>1-1-14~1-1-52 【 省 略 】</p> <p>1-1-<u>53</u> 個人情報の保護 1~4 【 省 略 】 5 安全確保の措置</p> <p><u>(1) 受注者は、工事を施工するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、施工計画書に本特記事項を遵守する旨を記載するものとする。</u></p> <p><u>6 下請負</u> <u>(1) 受注者は、個人情報を取り扱う工事を下請負により施工する場合（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に請け負わせる場合も含む。）、本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を下請負者も講ずるように求め、かつ下請負者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、発注者に対して、下請負者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</u></p> <p><u>(3) (1)、(2)の内容は、下請負者の変更並びに下請負者が再下請負及びそれ以下の請負を行う場合についても同様とする。</u></p> <p>7~14 【 省 略 】</p> <p>1-1-54~1-1-57 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2章 材 料</p> <p>第1節 ~ 第13節 【 省 略 】</p>	<p>1-1-13~1-1-51 【 省 略 】</p> <p>1-1-<u>52</u> 個人情報の保護 1~4 【 省 略 】 5 安全確保の措置</p> <p><u>受注者は、工事を施工するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>6~13 【 省 略 】</p> <p>1-1-53~1-1-56 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2章 材 料</p> <p>第1節 ~ 第13節 【 省 略 】</p>	<p>番号の修正</p> <p>番号の修正</p> <p>番号を追加</p> <p>個人情報についての項目を追記</p> <p>番号の修正</p> <p>番号の修正</p>